

出席停止となる感染症一覧

- 一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
- 病院にかかり医師の診断を受け、家庭から連絡を受けた日から出席停止扱いとします。
- 感染症の診断を受けた場合は速やかに学校に連絡し、医師の許可があるまで家庭で安静にしましょう。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫れが出来てから5日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで
第2種 咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの症状がなくなった後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎など	
第3種 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、RSウイルス、ウイルス性肝炎など	病状により感染のおそれがないと診断されるまで (病院にかかった際に、いつから登校してよいか必ず確認してください。)
アタマジラミ、とびひ、伝染性軟膜腫（水いぼ）	出席停止の必要はありませんが、担任にはご連絡ください。医師の診断にしたがい治療をしてください。

